

廃棄物処理の 現状とこれから



(財)ひょうご環境創造協会
環境創造部長

英 保 次 郎



はじめに

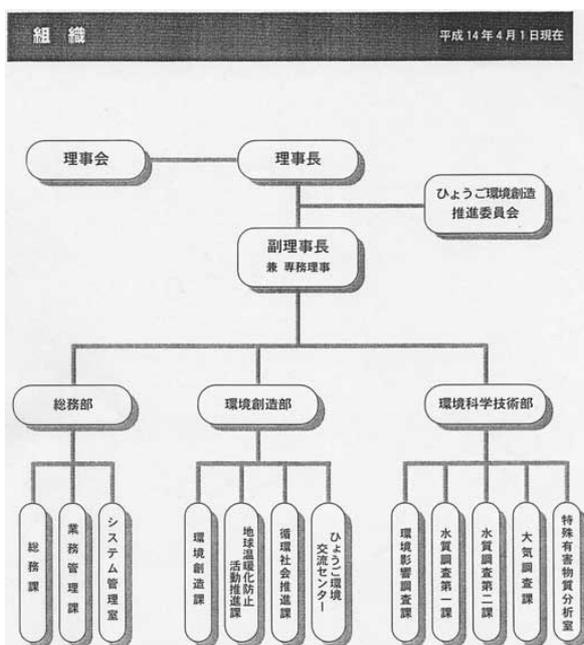
ご紹介いただいた(財)ひょうご環境創造協会の英保と申します。今日は、私が携わってきた廃棄物処理法について、ご紹介したいと思います。その前に(財)ひょうご環境創造協会とは、どのような組織なのかを簡単に紹介したいと思います。

「(財)ひょうご環境創造協会」は人と自然が共生する21世紀の豊かな環境づくりをめざし

ています。環境関係の測定分析事業、環境アセスメント事業、環境の保全と創造の支援・促進事業を行っており、その中で私が担当している、環境創造事業では、環境適合型社会の形成をめざし、ライフスタイルや事業活動を見直し、社会経済システムを環境に適合したものに变革していくため、県民・事業者・行政のそれぞれの取組を連携し、促進するため各種の「県民・事業者・行政の連携調整事業」、「環境管理の促進事業」、「環境に関する情報の収集・提供事業」を実施しております。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に従い、2000年4月1日付けで兵庫県より「兵庫県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受けており、地球温暖化対策に関する普及啓発等を、皆さんと共に推進しています。

環境の保全や創造活動は、県からの補助金、委託金のほかにみなさんの基金・会費・協賛金で運営されています。一人ひとりが自主的に実践していくことが重要な中、一人ひとりの行動が社会全体をよくすることになります。協会では、環境づくりの交流の場の提供、活動の支援、情報の提供など、いろいろな事業を支えていただくため、会員を募集しています。県民会員であれば一口1,000円となっています。みなさんも是非入会してください。



「(財)ひょうご環境創造協会」の組織図

新しい兵庫の環境づくりに
あなたもご参加ください!

(財)ひょうご環境創造協会は
環境適合型社会の形成のために
環境保全創造事業を行っています。

人と自然が共生する
21世紀の豊かな環境づくりをめざして、
共に考え、行動しませんか。

入会のご案内

協会の活動は、基金、会費、協賛金で運営されます。

◎会員の申し込み
右欄の申込用紙に記入し、会費をお近くの郵便局へお払込みください。

◎会費(年会費) 1口以上1口でも加入できます。
(毎年度、4月1日から翌年3月までの期間です。)

事業所会員 年会費/11,000円	市町会員 年会費/11,000円	団体会員 年会費/11,000円	県民会員 年会費/1,000円
----------------------	---------------------	---------------------	--------------------

◎入会された方には、
-協会の情報誌(「エコひょうご」など)をお送りします。
-協会の開催する行事などのご案内をします。
-環境白書など発行図書のご案内と会員価格による販売をします。
-各種の層別に会員料金で優先的に参加できます。
-「ひょうごエコアワード」でインターネット他各種の施設をご利用いただけます。
-環境についての調査、ヒアリングが受けられます。
-環境アドバイザー、講師派遣を受けられます。

県民・事業者・行政の
連携コーディネーター
環境への取り組みを
とつとつないで、大
きな輪とするために、県
民・事業者・行政のパー
トナーシップをつみます。

情報の収集・分析・発信
環境の保全と創造に必
要な情報を収集・分析し、
分かり易い形でご覧に
させていただきます。

事業者
県民
行政

県民の活動を
サポート
環境に配慮したライフ
スタイルの普及を目的し、
県民一人ひとりの活動
を応援します。

事業者の活動を
サポート
事業者による環境管理
への取り組みを応援し
ます。

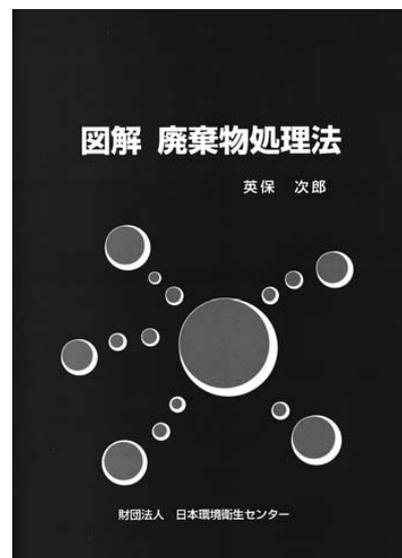
財団法人 ひょうご環境創造協会

大阪湾広域臨海環境整備センター (1990年・平成2年)

わたしは、今までに廃棄物処理関連の書籍として「図解・廃棄物処理法」と「廃棄物処理法Q&A」の2冊を執筆しました。これらがどのような経緯で出来たのかを紹介したいと思います。

1982年(昭和57年)より始まった大阪湾広域臨海環境整備事業(フェニックス)に、兵庫県の窓口として担当してきました。この事業では、護岸整備費用のほかに、事前調査として、埋め立て方法や悪臭の処理方法等について約20億円が費やされています。この調査により、廃棄物処理体系が整理・構築出来たといえます。窓口の私のところにすべての資料が、集まってき

ました。ちょうどその当時、廃棄物処理施設技術管理者の養成制度が新しく設立され、(財)日本環境衛生センターが国からその制度の認定機関として指定され、運営を行っていました。フェニックスの多くの資料を利用して(特に秘密書類とはなっていない)は、その技術者養成用のテキストの最終処分場の技術について執筆しました。100ページ程度の埋立処分場の技術資料です。図書にはパンテックさんの膜技術も掲載されています。話は少しさかのぼりますが、1977年(昭和52年)当時、一般廃棄物の担当をしていました。そのころにおいても廃棄物処理



技術者養成用として執筆した「図解廃棄物処理法」

法の条文は、難しく、もう少し図解を交えて各条文を一目でわかるようにしようということになり、「図解」のもととなる一般廃棄物部分を作成しました。1990年（平成2年）から3年にわたりフェニックスの業務を終え、再び県の産業廃棄物の担当になった時に、産業廃棄物の処理業者を指導するための資料として要請があったので「図解・廃棄物処理法」の原文を作成しました。

● 阪神・淡路大震災による大量廃棄物の ● 広域処分 ● （1995年・平成7年）

阪神・淡路大震災時は、県内から建設廃材、ガレキ等の産業廃棄物を排出することを担当しました。搬出先の最終決定は各市町村が行いましたが、そこに至るまでの受け入れ先との調整を行いました。日本国内外を問わず、あやしい？ところを含めいろんなところから申し出がありました。冬場ということもあって、病原菌の発生もなく、受け入れ先との調整が上手くいき、速やかに処置が出来たと思います。

● 環境庁水質保全局（1996年）

1996年（平成8年）から3年間、環境庁水質保全局で業務を行いました。兵庫県から環境庁へ「出向」と思われる方もいらしゃるかと思い



解体廃棄物



4年目にして出版され日の目を見た「Q&A」

ますが、辞職届を出して、環境庁へ入庁しました。その当時に、厚生省の岡光事件があり、国の役人は廃棄物に関する講習会のテキストを書かなくなり、その他執筆依頼にも応じなくなりました。困ってしまったのは外郭団体で、そんな中、先に述べた書籍を執筆しました。

「廃棄物処理法Q&A」については、国の議事解釈のみで、私個人の見解は入れずに作成しました。平成9年に廃棄物処理法に関する改正が行われ、新しく疑義解釈が出るということを知っていたため、その議事解釈を新規に追加して出版しようと考えていました。しかしながら新たな法改正が再度平成11年に行われ、9年、11年分の疑義解釈も外部へなかなか出さないため、厚生省にしびれをきらし、Q&Aの発行を委託したところ、そのような議事解釈集は国が発行するものであるとして、難色を示し、（財）日本環境衛生センターから出版できなくなりました。仕方がないので出版社を変更し、ようやく平成12年に「廃棄物処理法Q&A」が日の目を見ることが出来ました。

最近では、「地方分権」から国は法解釈をしないとしており、「Q&A」が唯一の解説書となっています。

廃棄物処理法の今後のゆくえ

いよいよ本題に入るわけですが、廃棄物処理法の今後のゆくえについては、法律をおぼえていただくというわけではなく、何が今、問題となっているポイントかを皆さんに知っていただくということと思っています。

まず、廃棄物処理法はどこが難しいかについて説明します。他の環境法令に大気汚染防止法と水質汚濁防止法という法律があります。大気汚染防止法については、工場の煙突から出てくるものを、水質汚濁防止法については、排水口から出てくるものを規制しようとするもので出口の数値のみで、比較的単純なものです。しかしながら、廃棄物は、発生源が多い。工程が複雑。法改正が多く、すべてを十分に認識できている人が少ない。また、県や各市町村でその運用解釈が微妙に異なり、これも廃棄物が難しい

といわれる要因の一つだと思います。

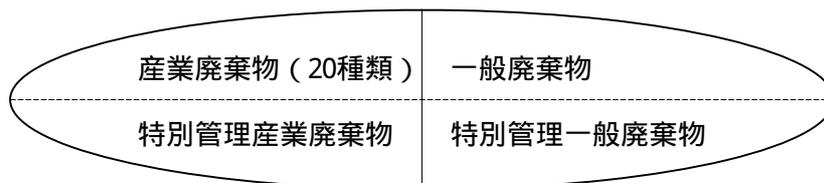
廃棄物とは

廃棄物とはどのように定義されているかというと、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体とその他の固形状又は液状の汚物又は不要物とあります。気体は除かれており、例えばフロンガスがそうです。フロンガスでも沸点が約30のものがあるようですが、それについてはフロン回収破壊法にて規制されています。

また、放射性物質及びその汚染物質は除くとなっています。例えば、チタンは金属でも優れた特性を持っていますが、その原石に僅かな放射能を含んでいるものがあり、鉱さいとして放射能を含む廃棄場がでできます。また、鉄スクラップの中から病院で使ったラジオアイソトロー

産業廃棄物と一般廃棄物

まず産業廃棄物が分類され、産業廃棄物以外はすべて一般廃棄物となる。
その中にそれぞれ特別管理廃棄物がある



産業廃棄物とは

20種類に分類される

事業活動で生じた 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、
*紙くず、*木くず、*繊維くず、*動物又は植物に係る固形状の不要物、
*動物系固形不要物、*ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず
(工作物以外)及び陶磁器くず、鉱さい、工作物除去等のコンクリートの破片等、
*動物のふん尿、*動物の死体、*集じん施設のばいじん、
産業廃棄物の処理により生じた物

* = 排出元等の限定あり

輸入
廃棄物 (航行廃棄物、携帯廃棄物は除く)

プが検出されたこともありました。これら放射性物質が廃棄物から除かれているのは、他の法律で放射能が規制されているからです。

補足説明ですが、「廃棄物」とは、『占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができなくなったために不要になったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべき物であって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できる物ではない』とあります。法律には政令、省令がありますが、廃棄物に関しては、解釈の中でこのように定めてあります。一方、『「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいい、他人に有償売却できない物を排出者が使用することは、「自ら利用」に該当しない』となっています。

山積みされている車のスクラップが一つの例ですが、みなさんは廃棄物と思われるでしょうが、所有者の言い分としては、商品として有用物として保管していると主張しています。本来どうあるべきについては、廃棄物、有価物をどのように取り扱うかということをもう少し検討する必要があると思います。

廃棄物処理法 第2条（定義）

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。

（補足）

1. 「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができなくなったために不要になったものをいい、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべき物であって排出された時点で客観的に廃棄物として観念できる物ではない
2. 他方、「自ら利用」とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいい、他人に有償売却できない物を排出者が使用することは、「自ら利用」に該当しない

3. 廃棄物処理法の対象でないもの

- (1) 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂
その他これに類するもの
- (2) 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、当該漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- (3) 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

Q；廃棄物と有価物の違いは？

A；廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することが出来ないため不要となった物をいいます。ただし、自ら利用する場合とは、他人に有償売却できる性状の物を占有者が使用することをいい、他人に有償売却できない物を排出者が使用することは自ら利用に該当しません。有価物とは、事業者から費用が発生するものをいいます。

フロンとは

化学的に非常に安定であり、冷蔵庫、カーエアコン等の冷媒などに広く使われている。フロンそのものは無毒であるが、オゾン層を破壊する結果、紫外線の地上への到達量が増加することにより、皮膚ガンが増加や生態系への悪影響をもたらすといわれている。

地球温暖化の原因となるフロンガスの削減のため、フロン回収破壊法に基づき今年4月から業務用エアコン、冷凍機器のフロンガス回収・破壊は義務化されているが、カーエアコンは10月1日からスタートする。政府は21日の閣議で、フロン回収破壊法に基づく関係政令の改正を決めた。ユーザーが廃車時まで「フロン券」を購入し、処理費用を負担する仕組みで、価格は1台当たり3,000円前後となる見込み。今国会で審議中の自動車リサイクル法が成立・施行されれば、カーエアコンも自動車リサイクル全体の中で扱われるが、同制度はそれまでのつなぎ措置となる。

[毎日新聞2002年6月21日]

一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物があります。まず産業廃棄物が分類され、産業廃棄物

以外はすべて一般廃棄物となっています。その中にそれぞれ特別管理廃棄物があります。元々は清掃法（旧法）において、伝染病の蔓延防止という観点から、廃棄物は各市町村で処分を行うということでした。市町村で多量で処分できないものを産業廃棄物として区分して処理することとなりました。現在では、この産業廃棄物については20種類に限定し、事業者の責任で処理することとなり、一般廃棄物については各市町村の責任となりました。しかし一般廃棄物が産業廃棄物と混ざり合ってきた場合が問題です。処理ルートが異なるのですから。処理業者の利害関係もあり、今後は、生活ゴミと事業活動の廃棄物に分類しようと検討されています。この場合でも、各市町村の一般廃棄物を行っていた業者との調整が必要となります。

産業廃棄物とは、事業活動で生じた、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物または植物にかかる固形の不要物、動物系固形廃棄物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物以外）及び陶磁器くず、鋳さい、工作物除去等のコンクリートの破片等、動物のふん尿、動物の死体、集じん施設のばいじん、産業廃棄物の処理により生じたものとなっています。

動物系固形廃棄物は、と畜場より排出されるえん髓や商品に出来ないもの、最近、世間で問題となった肉骨粉については、加工されたものですから、一般廃棄物に分類されます。

産業廃棄物は前述のとおりですが、例えば廃プラスチックについては、汚泥状のものもあり、性状で規制するのか、ものとして規制するのか、運用が不明確なものがあります。法律自体は誰でも理解でき、この解釈しかないというものをつくるべきと思いますが、まだまだそうっていないのが実情です。

Q；なぜ、下水道から出る汚泥は産業廃棄物、農業集落排水から出る汚泥は一般廃棄物ですか？

A；下水道事業から出る物として産廃、し尿は原則、一廃、浄化槽はもともと個人の物という観点からも一廃としています。難しいのは、食品を扱っている会社から出てくる廃棄物とし尿が一緒になった場合で、これは一般廃棄物として扱われたようです。一般産業廃棄物を処理している煙突から出るばい煙は、産廃と思われるかも知れませんが、一廃設備から出ているため一廃して取り扱われています。原則として、事業によるものは、産業廃棄物。その他は一般廃棄物となっています。

不適正処理の対応

「廃棄物を焼却する場合は、焼却炉で焼却すること」になっており、産業廃棄物の野外焼却（いわゆる野焼き）は禁止されています。野焼きについてはもともと基準がありましたが、社会習慣上の、若草山の野焼きなどを除いて、違反すれば3年以下の懲役または200万円以下の罰金となっています。

また、産業廃棄物を投棄することも禁止されています。不法投棄の監視は警察だけでなく、海上保安庁でも行っています。海岸に落ちているハガキから廃棄者を特定し、個人を検挙したという事例もあります。

清潔の保持

廃棄物処理法第5条に「土地または建物の占有者または管理者は、公共の場所、道路、河川、公園、港湾、広場等を清潔に保たなければならない」と規定されています。この規定を準用して、廃棄物が投棄された場合、管理者に処分をお願いします。

管理者の内訳として、河川、港湾、道路、漁港についてはそれぞれ管理者が定められていま

す。市町村、一般の私有地についても定められています。一般海岸については、通常国の所有で、市町村の管理となっています。道路上の死骸などについては、道路管理者の管轄ですが、実情は市町村が処分を行っているようです。

不法投棄



篠山市における産業廃棄物不法投棄状況（平成11年6月7日）

こちらは、篠山で硫酸ピッチのドラム缶が33本不法投棄されたものです。悪臭が激しく、県が約600万円を投入し、処分しました。

土砂の不法投棄



兵庫県内には、こういった土砂や建設廃材を積み上げた状態が数カ所見受けられます。防災

上の観点から土砂が流出する危険性が考えられますが、廃棄物を担当している者からは、他に問題をいっぱい抱えているため、あまり関わりたくないというのが本音です。廃棄物の規制から土砂、土壌は含まれていません。本来であれば、条例でも策定し、土砂を積み上げ始めた時点で、規制を行うべきと思います。

措置命令

廃棄物処理法第19条の5に、処分基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合に、生活環境の保全上において、重大な支障の除去又は発生の防止のため、都道府県知事は、処分を行った者、また、委託基準に違反した委託を行った者に対して処分のやり直し等を命ずることができることを規定したものがありません。また、処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われたとき、生活環境の保全上支障が生じまたはそのおそれがあるとき、措置命令をかけることができます。

住民の同意

焼却炉や処分場を建設するためには、住民同意と住民説明の両方を求めている、住民同意を得ることを求めている、住民説明を行うことを求めている、住民同意も住民説明も求めていないころなど、各都道府県により異なります。兵庫県では、の住民へ説明することを求めています。みなさんは、住民の同意があつて当たり前と思われるのですが、行政側からいう同意とは、自治会長さんのハンコがあればよいというもので、本来であれば、情報を公開して、住民と業者がお互いに歩み寄り、理解しあう、「合意」が必要と思います。兵庫県では、紛争の予防と調整に関する条例があり、設置業者が住民へ説明会を開催し、合意システ

ムを形成しています。

Q ; 住民同意で大変だったことはありませんか？
 A ; K町で処分場を建設する際に、町長の了解があり、同意が得られていたものの、地元への説明が不十分だったため、その後、議会で否決されました。設計をはじめ、工事が着手していましたが、ストップすること大変で、業者との間で長期間紛争となり、裁判となりました。最終的には建設は中止されました。この結果、紛争の予防と調整に関する条例が制定されました。
 条例施行後、タイヤを焼却する計画があり、要件は整っていたため、住民と合意したのち、許可を出しました。完成前の処理テストで、設定温度が維持出来なかったため、その設備の建設は中止になりました。

責任体制

平成9年6月に廃棄物処理法が改正され平成10年12月から産業廃棄物の処理を委託する排出事業者全てに委託した産業廃棄物の処理状況をマニフェスト（産業廃棄物管理票）を使用して確認することが義務付けられました。その目的は排出事業者が、収集運搬業者・処分業者に委託した産業廃棄物の処理の流れをみずから把握し、不法投棄の防止など、適正な処理を確保することを目的にしています。不適正な中間処理業者や焼却した燃え殻や灰の特定など、運用の実情はかなり難しいようです。

マニフェスト（Manifest）

米国で1970年代に始まった有害廃棄物の情報管理制度でこの言葉が使われて以来、廃棄物の流れをを管理する管理票システムをマニフェストシステムと呼ぶようになりました。日本では（財）日本産業廃棄物処理振興センターが発行している一連番号が打ってある4部複写の管理票を用います。

<http://homepage1.nifty.com/omk/o3mani.htm>

マニフェスト伝票の仕組み



- 1, 排出事業者は4部複写のマニフェストに必要事項を記入、署名した後、廃棄物と共に4枚とも収集・運搬業者に渡す。
- 2, 収集・運搬業者はマニフェストに署名し、4枚のうち1枚（A票）を排出事業者に渡す。
- 3, 収集・運搬業者はマニフェストの残り3枚を廃棄物と共に処分業者に渡す。
- 4, 処分業者はマニフェストに署名し、B票を収集・運搬業者に渡す。
- 5, 処分業者はD票を、排出事業者に渡す。

排出事業者は交付済みマニフェスト伝票を整理集計し、都道府県・政令市に毎年報告し、その伝票を5年間保存する責務があります。

リサイクル法

各種リサイクル法は、廃棄物処理の適正処理中で規定されています。リサイクルの推進とはその性格を異にしています。適正処理を行うためのリサイクル法なのです。リサイクルが必要だから行うのではなく、廃棄物処理法で決まっているから、適正処理を行うという発想なのです。趣旨がおかしいように思われるかも知れませんが、このようにリサイクル法が定められています。各リサイクル法の問題点を紹介しましょう。

容器包装リサイクル法について、みなさんが普段よく使っているペットボトルの収集運搬費用は、各市町村が負担しています。本来の生産

者責任からいえば、ゴミになって廃棄されるよりは良いかと思いますが、少し趣旨が違うように思います。回収後、衣服などボトル以外の用途に使用されて、ボトルはさらに生産されているという、これはリサイクルの本来の意味からいえば、少し違うのではないのでしょうか？

家電リサイクル法について、みなさんは、古くなったテレビや冷蔵庫などを処分するために、その費用を支払っています。家電リサイクル法が施行されるまでは、相当量が東南アジア方面へ輸出されてていました。しかしながら、リサイクル法の適用を受けるとそれが出来なくなり、処分しなければなりません。どちらが本来の意味でのリサイクルでしょう？

建設資材リサイクル法についていえば、木材をチップ化して肥料化したときに、ヒ素が検出されたという問題があり、食品廃棄物リサイクル法については、飼料したり、コンポストにすることは問題ないと思いますが、廃棄物は日々一定量が排出されるものの、使用用途には制限があり、その保管に問題が生じています。農林省サイドでしっかりとした仕組みづくりが必要だと思います。

コンポスト (compost)

家庭から排出される生ごみや下水および浄化槽汚泥、家畜のふん尿等の有機物を、微生物の働きによって発酵、分解させ、堆肥にしたもの。

自動車リサイクル法は、新車は購入時に、使用している車は車検時に財団へ約2万円支払い、廃車時にその支払った証書をもって処分することで進んでいます。時々道路脇で見かける不法投棄車両についても、ようやく解決の方向に向かうと思います。

自動車リサイクル法成立 1台約2万円を前払い
新車販売時に購入者からリサイクル費用を徴収するとともに、自動車メーカーなどに再資源化を義務付ける自動車リサイクル法が5日、参院本会議で賛成多数で可決され、成立した。不法投棄を防ぐため、リサイクル料金を「前払い方式」で徴収する初めての制度で、料金は1台約2万円になる見通し。04年度中に施行される。

同法はメーカーと輸入業者に、自動車の破砕くずやオゾン層を破壊するカーエアコンのフロン、エアバッグの回収とリサイクルを義務付けた。環境省によると、国内で廃棄される自動車は年間約500万台に上る。

リサイクル料金は各メーカーが決定し、公表する。不当な料金であれば、国が是正を勧告・命令できる。販売済みの車は車検時に徴収する。

リサイクル料金は公益法人が廃車時まで管理する。メーカーは処理費用を法人から受け取り、解体・破砕業者へ支払う。法人は総額1兆円を超える資金を管理することになる。

[毎日新聞2002年7月5日]

PCBについて

PCB処理について、廃棄物処理に携わっている側の視点でいえば、少し憤慨している点があります。昭和47年、当時の通産省がトランスコンデンサーのPCBの使用状況を調査し、台帳を作成しました。後で実際に調べてみるとかなり違うところが見つかりました。使用中のPCBは、廃棄時に廃棄物として数量を管理することになっていました。その後、保管数量の調査時に差異が生じ、その原因が廃棄時の管理が不十分と指摘を受けたからです。

国内においても、ようやく処理が始まったようです。実際には、トランス、コンデンサからのPCBの抜き取りや規定値以下になった後の処理方法や地域住民の合意等、まだまだ検討課題は多いようです。



PCB廃棄物が行方不明



みなさんは、「行政側が情報を開示しない」と思っているんじゃないですか？ 行政側は、基本的に、不安をあおって、住民から苦情を言われるのが嫌なんだと思います。これは住民側にも問題があると思います。もっと勉強して、知識をもって、何でもかんでも騒ぐのではなく、本当に何が必要なのかを見極めることが必要だと思います。学識者にも少し問題があり、生態系全体を考えた調査や報告が必要だと思います。情報を開示して、お互いに理解し、納得できるよう、努めなければならないと思います。わたし自身も行政から離れていますが、協会として、情報を提供し、その読み方についても説明していきたいと思っています。

廃棄物処理に関する権限が中央から地方へ移管される中、先に述べたように、地方で運用解釈を行い、処理を行うようになっていきます。廃棄物の焼却炉、処理場や水処理場に補助金が支

給されています。しかしながら今後は、補助金制度を廃止し、その処理にかかる費用については、地方交付税を交付しようという動きになっています。こうすると、各市町村単独では、処理に関する事業ができなくなり、各市町村にかわってとりまとめを行う事務組合の役割が大きくなっていくと思います。

私は、いろんな仕事をやってきた中で、胃が締め付けられるような大変なこともたくさんありましたが、そんなときは、モットーとして、これが試練だと自分自身に言い聞かせて、がんばってきました。部下を信じて、明るく前向きにやっていくことが大切なことだと思います。

本日は、長時間ありがとうございました。

Q；転職されたきっかけは？

A；私は、県の職員になる前は、日本ロッシュ(株)というスイス系の製薬会社に入社し、研究開発を行っていました。外国で認可された製薬を日本に持ち込み、日本で毒性データの採取、病院への治験として全国をかけ回りました。仕事自身はおもしろかったのですが、環境関連の仕事をしたいたいの思いがあり、たまたま受験した公務員採用試験に合格したため、現在に至っています。仕事のやり方はロッシュ時代も廃棄物の業務に携わったときも同じで、朝から晩まで一生懸命働きました。

(文責：井上育也)